新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第4号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年新潟県規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改正前
(日常生活上必要な行為)	(日常生活上必要な行為)
第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常	第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常
生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、	生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、
次に掲げる行為とする。	次に掲げる行為とする。
(1) \sim (4) (略)	$(1) \sim (4) \qquad (略)$
(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間	(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間
にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者	にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係	(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。以下この号にお	と同様の事情にある者を含む。以下この号にお
いて同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び次に	いて同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び <u>職員</u>
掲げる者 (イに掲げる者にあつては、職員と同	<u>と同居している</u> 次に掲げる者の介護(継続的に
居しているものに限る。)の介護 (継続的に又は	又は反復して行われるものに限る。)
反復して行われるものに限る。)	
ア・イ (略)	ア・イ (略)

附 則

(施行期日)

(経過措置)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成29年1月1日から適用する。
- 2 新規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。